

## 「文身禁止令」の成立と終焉 — イレズミからみた日本近代史<sup>1) 2)</sup> —

博士前期課程 政治学専攻 1994年度入学

山本 芳美

YAMAMOTO, Toshimi

### 目次

- I 問題の所在
- II 沖縄における「文身禁止令」
- III イレズミに対する明治政府の政策
- IV 「欧米人」の目  
— 「文身禁止令」の矛盾—
- V 結論

### I 問題の所在

イレズミを禁じる法令がかつて、日本および日本が明治以降拡張領土とした地域で施行されていた。日本国内において明治5(1873)年から昭和23(1948)年まで施行され、対異民族政策や植民地政策にも盛り込まれていた「文身禁止令」は、日本およびその周辺地域においてイレズミを通時的に研究する際、重要なポイントとなる法令である。「文身禁止令」は警察の取締と罰則を伴い、現在のイレズミに対する世間一般の人々が抱くある種の「後ろ暗い」イメージの形成に一定の役割を果たしたと考える。奄美大島から与那国島まで南西諸島全域にわたって慣行として行われた女性のイレズミにおいても、「文身禁止令」は無視し得ない影響力を有していた。本州、四国、九州を中心に「文身禁止令」がまず施行され、さらに奄美、沖縄において順次施行されたという歴史の流れからみれば、日本の「文身禁止令」成立史は、沖縄に施行された「文身禁止令」の前史的性格をもつ。

しかし日本のイレズミに関する先行研究では、古代におけるイレズミ慣行の有無や江戸時代のイレズミ成立史、あるいはイレズミに用いられる色素の皮膚への影響に焦点をあてた医学的研究に比較的重点が置かれてきた。明治以降の日本本土のイレズミに関しては、文様に焦点を当てたデザイン論や写真集が主であり、「文身禁止令」に関しては散文的な文章はあるが学術的にまとめられた

文章に乏しい。<sup>3)</sup> この論文では、まず私の1992年から現在までの継続的な調査によって得た資料をもとに、奄美、沖縄における文身禁止令の影響を記述する。さらに文献研究により、日本における「文身禁止令」成立史をまとめる。その上で「文身禁止令」成立のきっかけとなった「外人の目」に、日本のイレズミはどのように映ったのかを示す。そして欧米諸国から来日した外国人による日本のイレズミへの関心を示す幾つかの資料を提示し、明治期より終戦直後までの日本政府のイレズミに対する矛盾した政策を考察したい。なおイレズミを禁ずる法律は条例や旧刑法、警察犯処罰令など様々な施行形態をとったが、この論文では一括して「文身禁止令」として扱う。

## II 沖縄における「文身禁止令」

私の沖縄県全域における調査は、高齢者が聞き取りの中心となっている。昭和2, 3 (1927-8)年に柳田國男の影響下、早稲田大の卒業論文作成のため奄美・沖縄全域を調査した小原一夫や、三宅宗悦が手掛けた質問紙を中心とした調査、さらに1980年代に市川重治、および沖縄県、読谷村、名護市教育委員会等が中心におこなったイレズミを文化財として記録した行政主体の調査が行われた時代<sup>4)</sup>より、施術を実際に受けた者は減少しており、聞き取り調査は、必然的にハジチ(針突、イレズミの意)をした世代より年少の世代か、ハジチを祖母や母親から知る世代が中心となっている。

文様の収集を目的とした調査であれば、状況は絶望的といえるだろう。先行研究や報告書によれば、文様にはそれぞれ名称があり、文様自体に何らかの世界観が存在したことが窺える。私の調査においても、マルブシ、イツツブシ、マルグワーなどの一部の名称が聞き取れたが、現在のところすべての文様の名称とその意味を聞き取ることができないままである。いずれは先行研究に基づいた考察をおこなう予定であるが、禁止令以前に沖縄の人々に共有されていたハジチの文様が含意する世界観は不明瞭な部分を残している。

しかし私の基本姿勢は、文様だけでなくハジチの様々な側面を研究することにある。ハジチャーと呼ばれた専門施術師に関することや民間療法として行われたイレズミなど、今聞いておかねばならない問題はいくつか存在した。根気よく歩くにつれ、何人かの施術経験者や施術を目撃した人、ハジチを突いた女性に対しウツクイ(手ぬぐい)を売り歩いた人など様々な人々に会うことができた。

明治33(1900)年生まれのあるおばあさんによれば、ハジチを突いた女性は傷を保護するため、新しく「ハジチウツクイ」としてウツクイを買い、瘡が落ちるまでウツクイを巻き懐手にして歩いた。女性たちは柄の入ったきれいな藍地のウツクイを選んだものだという。おばあさんは20歳頃に自ら、ハジチをした人にウツクイを売り歩いたそうである。<sup>5)</sup> また金武町出身のおばあさんは18歳ころに、後に夫となった想い人に「自分のほかに嫁にいくなよー」といわれ、エ(リュウキュウアイ)を水に漬け絞った汁を針につけ、何回も繰り返して両中指と薬指の第二関節に直径1cmほどのハジチを突いたという。「ガンマリ(いたずら)シタバー」といって「人に見せるものではない」と

私に謙遜していらした。夫のほかに色々な人から声を掛けられたためそれを避けるために入れたという話であった。<sup>6)</sup> ハジチをしたおばあさんからお話を聞きながら手を眺めていると、その文様は手の表情を強調することに気づいた。手の動きが映え、しぐさが美しく見えるのである。

だが私が直面したのは、牧歌的な風景だけではない。上記の事例だけではハジチ慣行を理想化しそうだが、突く際の壮絶な痛みや腫れを見落としてはならないだろう。さらに私は聞き取り調査により、「文身禁止令」とその影響に目を向けることになった。

「うちのお母さんは、警察にみつかるのがこわいといって、砂糖きび畑でイレズミをしてもらったと聞いてます。大和人の妻にされると人から聞いたため突いたといひます」<sup>7)</sup> 「オンナ五人キョーダイで、ウチは一番末。上の二人のオネーサンがハジチシチュルン。キレイカットヨー。ココ(右手首)ニ、大きなマルー書イテ。ユビには、ヤー(矢)ミタイナモノ突イテ。サツマにツレテカレンツテ、イレタツテ。トリシマリがキビシクテ、ヒツパラレナイヨウニ、ウー(芭蕉)の畑にイッテ突イタツテ。ウーは背がタカイデショ。ハーイムーツ(針六本)ばかり東ネテシタツテ。」<sup>8)</sup> 「文身禁止令」を目の当たりにした人の証言である。

依頼者のみでなく、ハジチの専門施術師であるハジチャーもまた、文身禁止令による取締とは無縁ではなかった。沖縄県中部に位置する北谷町北前には「ハジチャーK小」と呼ばれた女性施術師がおり、北谷町一円の女性を施術して生計を立てていた。普段は夫と農業をし、依頼を受けるとイレズミの施術に出向いた。「ハジチャーK小」を知る人々によれば、かなりの年寄りであり、「看板挙げてやる商売ではなかった」ため、いつも隠れるように歩いていたという。<sup>9)</sup>

南島の女性たちにとりハジチは、女であるからには施さねばならぬものであった。女性が両手に突いたハジチは、いわばお歯黒のような意味合いをもっていた。女性のハジチは婚姻や初潮を迎えた印であり、ある地域では後生へ無事にわたるための通行証として突いた。<sup>10)</sup> 文献によればハジチは相当古い慣行であることが窺え、既に康熙32(1693)年5月には、琉球国王尚貞が「文身禁止令」を布告した記録が残っている。<sup>11)</sup> しかしハジチ慣行の根絶までには至らなかったようである。さらに琉球処分後の政情不安な時期には、ハジチをしなければ女性は「ヤマトンカイ、ショーカレルン」(ヤマトにつれていかれる)との風評が広がり、施術に走る女性が増えた。だが明治政府に端を発する「文身禁止令」の影は、不安にかられハジチにすがろうとする女性たちに迫りつつあった。

廃藩置県後、奄美諸島は鹿児島県となり、明治9(1876)年には「文身禁止令」が出された。沖縄、宮古、八重山諸島は、明治12(1879)年に沖縄県となり、明治32(1899)年10月20日に「文身禁止令」が施行された。沖縄県において、明治32(1899)年に文身禁止令が施行された背景には、ハジチの禁止が沖縄県民に最も適用しがたい罪目と判断され、見送られた経緯があった。

明治14(1881)年沖縄県は、先に制定された旧刑法の施行に関し、14ヶ条について便宜方を司法卿に上申した。その14ヶ条のうちにハジチも含まれていた。折り返し下された指令第13条には、「違警罪中管下人民ノ意向ニ背馳スルト見込ム条々取調、委詳可申出候」とあり、県では明治15

(1882)年、県民に最も適用しがたいと考えられた6ヶ条に関する調査事項を報告した。第4条はハジチに関するものであった。沖縄県側では、

本県ノ婦女婚嫁ノ事定マルニ及ンデハ、手甲ニ綾繻ノ刺文ヲ施シ其婚嫁ヲ他人  
ニ公表スルヲ以テ一般ノ風俗ト為セリ、此風ヲ移シ俗ヲ易ルハ、一朝ニ断行シ  
易カラザル所ナリ

とし、県民にかえって不安を与える条項は当分の間警察の訓戒に止め、漸次実施する方向に向かうこととなった。日本政府は急激に同化政策を押し進めたが沖縄県民の反発を招くことへの配慮もあり、旧慣尊重の治県方針はハジチにも当てはめられ「文身禁止令」の施行は延期された。<sup>12)</sup>

だが明治32(1899)年に「文身禁止令」が適用される以前に、沖縄県全体ではイレズミ慣行の根絶に努めていた。県の警察部においても早期禁止の方針を決定していた。明治19(1886)年12月30日付の「朝野新聞」は、女性の慣行を深く憂慮した沖縄県知事が各界に呼び掛けた結果、沖縄本島に関しては、ほぼハジチの風習はみられなくなったとの記事を載せている。<sup>13)</sup> 先行研究を参照する限り、明治19年頃に沖縄本島においてハジチ慣行が消失したと言い難いが、施政者側の姿勢を示す記事といえよう。さらに県では学校教育を通じ施術を根絶する方針をとった。小学校では村落の伝統的価値観に合わせてハジチを済ませ登校した女生徒を「蛮人」と叱責した上で、病院に送り込んだ。あるいは女生徒自らが塩酸で焼却するように仕向けた。

ただしハジチ慣行否定は受動的なものと思われがちであるが、沖縄女性自らが進んで否定する風潮があったことを見落としてはならない。また沖縄本島北部から広がった風俗改良運動は、ハジチの慣行を「野蛮極まるもの」として廃止すべき慣習の一つに挙げていた。カナダやフィリピンに移民として渡航した夫からハジチを理由に離縁される妻が相次いだことも、ハジチ慣行消失のきっかけとなった。

明治32(1899)年に文身禁止令が施行され、禁止令を根拠とし苛烈というまでにハジチ廃止運動は高まった。しかし同時に禁止令は、多くの駆け込み施術ももたらした。<sup>14)</sup> 『八重山生活誌』をまとめた宮城文によれば、禁止令がだされた頃にも、密かにハジチを突く者がいたという。「文身禁止令」の違反者は一週間ほどの入牢を科され、当時の警察署は違反者で縁側まであふれ出るほどになったそうである。<sup>15)</sup>

やがて取締の結果、完全な文様を突く人々は少なくなる。専門施術師が廃業した後は、祖母や母、周囲の人々のハジチに憧れた子どもたちが友達同士で突くようになる。こうした施術は「ハジチアシビ」と呼ばれ、昭和の初期まで続く。「ハジチアシビ」は、主に中指や薬指の第二関節に直径1cmほどの円形を突くものである。「ハジチアシビ」はかなり広範におこなわれたらしく、現在でも奄美大島や沖縄県全域に、70代以上の女性を中心として「ハジチアシビ」の経験者がいる。私は沖縄本島中部の調査で、左手中指に「ハジチアシビ」した年配の男性にあったこともある。しかし完全な文様を突く人が少なくなり、「ハジチアシビ」も廃れてから、文様を完全に突いた人は非常に特殊に見えたという。孫を抱き寄せようとして泣き出された人もいたそうである。

「子供心にオバのイレズミは気持ち悪く、きたなかった。オバがシンセキであることを知られたくない、オバだとわからなければよいと思っていた」ハジチに関する宮古島在住の60代の男性の言葉である。「(ハジチは)前はすごくきれいな風に見えたけど、今はものすごくきたないね」とは、私の持参した写真を見てある女性が漏らした言葉だが、これらの言葉に象徴されるようにハジチは、「文身禁止令」やその他の社会的要因によりその美や社会的価値が否定され、醜いもの、負の文化となったといえよう。それでは、沖縄県に適用された「文身禁止令」はなぜ成立したのか。「文身禁止令」の成立史を概観した上で、なぜ明治政府がイレズミを禁じたのかを考察したい。

### Ⅲ イレズミに対する明治政府の政策

江戸時代においてイレズミは、幕府の管理のとどこかぬ身体風俗であった。男性の月代、鬘、無髭という均一的な身体風俗は、幕府により体制風俗として管理されていた。<sup>16)</sup> さらに身分により何をどう着るべきか、厳密に定められていた。しかし幕府の管理下においても、イレズミは、商人や職人、特に飛脚や火消し、駕籠かきなどの都市下層の職人にもてはやされた風俗であった。<sup>17)</sup> イレズミを彫る者は、鳶や<sup>がえん</sup>臥煙(火消し)飛脚など人前で裸体になる必要のある職業のものに主におこなわれ、漁民を別としいわゆる農民層には、イレズミをおこなう気風はなかった。イレズミは、都市、あるいはその周辺の下層職人が享受した文化であった。

現在主流の説によれば、イレズミは江戸時代初期に遊女の接客技術に取り入れられるようになった。遊廓では男女の約束の証しとして盛んに入れほくろがおこなわれた。入れほくろとは、将来を誓いあった男女が手をつないだとき、お互いの親指が当たる箇所小さく点を入れるものである。やがて「〇〇様命」などと腕に文字を彫り入れるようになった。<sup>18)</sup> 延宝、元和のころ(1673-1683)に、勇み肌や侠客に、腕に「南無阿弥陀仏」などの文字を彫ることが流行し出す。そして明和3(1766)年前後には龍、般若の面、眉間尺の首、俱利伽羅不動、獄門(生首)、ろくろ首などの文様を腕や背中などに彫る、侠客が多くなってきたと伝えられる。<sup>19)</sup> こうした文様のイレズミをすることで男伊達を気取ったり、威勢をかったのである。

江戸時代末期になるまで、背中や腕をキャンバスに見立てて絵画的なイレズミを彫り入れることはなかった。明和のイレズミは小模様を身体の様々な箇所に彫る、雑然としたものであった。現在主流のイレズミは、歌川国芳が「通俗水滸傳豪傑百八人之一個」を文政10(1827)年に描き、中国の小説『水滸伝』の英雄の全身にイレズミを配したことが一つのきっかけとなり<sup>20)</sup>、総身彫りが流行り出したことに端を発する。以後イレズミの文様は、爛熟期にあった浮世絵の影響を受け絵画的要素を深めていく。

幕末、江戸幕府によりイレズミは二度禁止された。幕府によってだされた文化7(1810)年8月の町触れと天保13(1842)年3月8日に出された御触れ(禁令)である「<sup>ほりもの おちようじれい</sup>彫物御停止令」により禁じられた。その理由は要は、イレズミは風俗を乱すもので、無傷の者がわざわざ総身に彫物するのは恥ずべきことであり心得違いである、とするものであった。「彫物御停止令」により、一時江戸市中か

ら姿を消したイレズミ風俗は、弘化4(1847)年以降にはまた息を吹き返したという。<sup>21)</sup> イレズミは依然、職人たちに愛好されていた。

1868年に明治維新により明治政府が成立する。その一年後の明治2(1869)年4月に、早くもイレズミの禁止をめぐる議案が提出された。『議案録』によれば備中浅尾議員の埴和銚藏なる人物が「身體へ黥スルヲ禁之議」を提出した。これによれば、俗に鳶や駕籠昇、渡り中間などが父母からもらった身体を大切にせず裸体を誇り、肌に人物や花鳥のイレズミをし、自ら身体に傷をつけるのは懲らしむべきことである。またイレズミは、外国人に対し恥ずべきことであり、墨刑の跡を消すために、絵柄をイレズミする者がおる以上刑典にも妨げがある。江戸幕府においても禁令が出されたが、基本を絶たなかったために悪風は止まらなかった。よってイレズミを内職とする者は、厳罰に処すべき旨を予め揭示し、その後犯す者あれば刑典に処して民衆に示せばイレズミはなくなるとしたものであった。<sup>22)</sup> イレズミを禁ずべき理由は、すでに幕府が禁じており墨刑の痕をごまかす者がいるという理由からであるが、明治に入り新たに加えられた理由は「欧米人の目」<sup>23)</sup> であることがわかる。

埴和の提案が果たしてどの程度有効であったか明らかではないが、まず明治3(1870)年9月25日には、墨刑が廃止され、代わりに笞杖実決処分が囚人に科された。さらに同年12月2日には、刑法典『新律綱領』が制定された。『新律綱領』により、中国の明律を参考に寛保5(1720)年以来、耳そぎ、鼻そぎの身体刑に代わる名譽刑として刑罰の一つとして組み入れられた墨刑が廃止された。既に明治元(1868)年12月には、旧幕時代の刑罰である追放、墨刑をどう扱うか、長崎府からの問い合わせがあり、それに代えて政府は徒刑ずけいを採用するよう指示している<sup>24)</sup> ことから、明治政府は当初から、市中のイレズミのみでなく刑罰としてのイレズミも廃する方針であったようである。

明治5(1872)年11月には、司法省布令として東京府に、断髪、裸体や文身、男女の混浴などを禁ずる違式註違条例が制定、施行された。東京で施行された違式註違条例の第1条には、

違式ノ罪ヲ犯ス者ハ七拾五銭ヨリスクナカラズ、一圓五拾銭ヨリ多カラサル贖金ヲ追徴スとあり、違式罪目の第11条に「身體ニ刺繡ヲ為セシ者」が挙げられている。<sup>25)</sup> 違式註違条例によりイレズミそのものが禁じられることとなった。違式註違条例は、明治6(1873)年以後数年かけて各県の事情に合わせて条例の数を増減し太政官布令第256号「各地方違式註違条例」として全国的に施行された。その処断は警察官にまかされた。<sup>26)</sup> 東京府は、既に施術を受けた者に鑑札を渡し、以後の施術を禁じた。明治9(1876)年7月24日付読売新聞の「くりからもんもん一網打尽」と見出しのついた記事によれば、鑑札を受けとるために約二ヶ月の間に1700名もの人が警察署を訪れ、その中には女性も多く混じっていたという。<sup>27)</sup>

明治13(1880)年7月17日に布告された旧刑法にもイレズミを違法とする条文がみえる。第428条には、

左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ一日ノ拘留ニ処シ、又八十銭以上一圓以下ノ科料ニ処スとあり、その九は「身體ニ刺文ヲ為シ及ヒ之ヲ業トスル者」とし、彫師と依頼者双方が罪に問われ

るようになった。<sup>28)</sup> 先に触れたように、明治32(1899)年に沖縄に適用された「文身禁止令」は、旧刑法の一部である。

違式註違条例は、明治41(1908)年9月29日に現行刑法と同時に制定施行された警察犯処罰令に引き継がれた。警察犯処罰令においては幾分罪が重くなり、彫師、または依頼者は30日未満の拘留または20円以下の罰金を支払うことになった。もっとも警察犯処罰令には時効があり、施術後6ヶ月発覚しなければ罪に問われることはなかった<sup>29)</sup>が、上記の条例や法令のため、彫師と依頼者双方が取締を受け、罪に問われることになった。

違式註違条例および警察犯処罰令の取締は警察組織末端の警官にまかされた。当初邏卒と呼ばれた巡査たちは、裸体やイレズミの検挙に力を入れた。<sup>30)</sup> イレズミした者は銭湯でたやすく目をつけられた。イレズミを彫った者は「これは以前のもの」とうまく申し開きすれば放免されたが、取締は彫師の技能に直接影響した。彫師は巡査に仕事場にまで踏み込まれ、30日間近く拘留された。拘留後身柄は自由となったが、彫師の所有する文様の見本帖が没収された。<sup>31)</sup> 歌川国芳の武者絵をはじめとする大量のイレズミの下絵が押収され、焼き捨てられた。また彫師の硯がいくつも割られたという。「文身禁止令」による取締下においても彫師たちは下絵の構図を苦心の上記憶し、伝えようとした。しかし人物などの絵柄を記憶することは至難の業であり、花物と呼ばれる桜吹雪や紅葉ちらし、または鯉の滝のぼり、昇り龍、降り龍など絵柄としては一般的なものが主に記憶され、今日に伝えられたそうである。だが彫師が人間の背中に絵柄を再生させるには、相当な苦労があったという。<sup>32)</sup> 「文身禁止令」は、彫師たちの技能の衰退をもたらした。しかし日本のイレズミの技術は、意外な形で血脈を保つことになる。

#### IV 「欧米人」の目

##### — 「文身禁止令」の矛盾 —

明治政府成立直後、<sup>ちんまげ</sup>丁髷やお歯黒、イレズミ、裸体での往来などを禁じ、急速に庶民の風体を変えようとする「文明開化」政策が矢継ぎ早に出された。違式註違条例に先立ち明治5(1872)年4月上旬には、東京府に刺青をはじめ裸体、肌脱ぎ、男女混浴、春画、性具厳禁の令が出された。さらに違式註違条例が出される直前の明治5(1872)年10月にも、立ち小便、裸体や太ももを公衆の面前で晒すことへの禁止が重ねてなされた。<sup>33)</sup> 違式註違条例もそうした「文明開化」政策の一環であり、明治政府成立当初の新聞記事を詳細にみていくと、政府の介入は民間信仰や民間治療など庶民の日常生活のあらゆる側面にわたったことがわかる。奥によれば、違式註違条例の条目のなかでも特に裸体は重点的に取り締まりをうけた可能性があるという。<sup>34)</sup> 違式註違条例が出された当時においても飛脚や鳶、人力車の車夫、港湾労働者など、裸体に近い風体で働く職業の者がイレズミを好んで施していた。裸体であれば、当然イレズミも衆目に晒されることになる。

なぜ政府は執拗にイレズミを禁じたのか。すでに触れたように、明治政府側はイレズミが「欧米人の目」に触れることを恐れていた。「欧米人の目」に日本人がどのように映るかを想定し、明治

政府が神経質なまでに庶民の行動を規制しようとしていたことを窺わせる触れ書きが、明治元(1868)年9月に横浜にだされている。触れ書きでは外国船に乗船希望の者は届けでることとした上で、往来での立ち小便を禁じている。これは横浜が外国船により賑わうようになったため住民は作法を正しく、行儀良くすべきだとするものであった。また触れ書きによりアメリカやヨーロッパに渡航した日本人が、当地の作法を守らず罰金を払う例があったことを政府が憂慮していたこともわかる。触れ書きではさらに

飛脚船へ乗込み日本に來り、僅か二日か三日の間逗留し、日本の風俗をよく見き、もせず、すぐさま外國へゆく旅客あり、これらの人少しの事を見て憶説を設け、よくもあしくもひやうばんするものなれば上陸して日本の風俗を見感心するやういたし、世界中にて流石は日本と噂せられん事祈る所なれば、裸體のものは衣服を纏ひ、不作法なきやういたしき事なり

とつけ加えている。<sup>35)</sup> 実際、外国との条約港とその周辺、東京、横浜、神戸では違式註違条例に基づいた取り締まりがよくあったという。<sup>36)</sup> 明治5(1872)年4月の東京府の禁令においても、「第一御體裁ニモ關係し」とあり<sup>37)</sup>、禁令の背景には「欧米人の目」を憚る心理があったといえよう。

明治政府の「御體裁」への心配は、決して杞憂ではなかった。すでにこの国の風呂の様式と男女混浴の有様は、訪れる欧米人の間で有名であり旅行記では度々言及されていた。<sup>38)</sup> イレズミに関しても例外ではなく、明治11(1878)年4月に來日した旅行家イザベラ・バードは、横浜港で本船からはしけに乗り移った際にみた、はしけの船頭たちへの印象を綴っている。

彼らはみな單衣ひとえの袖のゆったりした紺の短い木綿着をまとい、腰のところは帯でしめていない。～中略～その一枚の着物も、ほんの申しわけにすぎない着物で、やせ凹んだ胸と、やせた手足の筋肉をあらわにみせている。皮膚はとても黄色で、べったりと怪獸の入れ墨をしている者が多い。<sup>39)</sup>

地方には裸體の者が多かったことも、バードは余さず伝えている。<sup>40)</sup>

だが來日した欧米人たちは、バードのように人々が裸體同然の姿で往來しイレズミした者もみられる日本の状況を「野蛮」とみて嫌惡の念を示す者もいた一方、日本のイレズミに非常に魅了される者もでてきた。明治政府は国内を厳しく取り締まる一方で、開港場付近に開かれた外国人居留地での彫師の營業を黙認していた。開港場の一つである横浜では、腕の立つ彫師が寄り集まり活況を呈していた。横浜に寄港する船員たちがイレズミを好んで入れさせたことと、横浜に居住する欧米人たちが自家用馬車の馬丁に競って凝ったイレズミをさせたためといわれる。<sup>41)</sup> 施術の需要の高まりに応じ、外国人商會に雇われた形で營業する職人もいたという。横浜グランドホテル前に事業所を置くアーサー・ボンドなる古美術商に彫千代という彫師が雇われ、月給制で彫り代を得ていた。彫千代は外人墓地へ向かうある坂の途中に、仕事場を構えていたという。來日した諸外國の貴人は、横浜のほか東京、京都、大阪、長崎など開港場とその近辺を訪れ、彫師にイレズミを彫らせた。<sup>42)</sup>

現在明らかになっているところでは、英国王室のアルバート親王と後のジョージ5世となるジョージ親王が明治14(1881)年10月に來日し、当時名人の名の高かった彫師彫千代の仕事場を訪れ、



イレズミを彫り入れた。来日に先立ちロンドンの駐英大使から「最高の彫師を用意されたし」との打電があり、外務省ではなにかの間違いではないかと再度返電し真意が判明して大騒ぎとなったという。<sup>43)</sup> また明治天皇にガーター勲章を授けに英国国王の名代として明治39(1906)年2月に来日した皇弟、アーサー・オブ・コンノートに、当時欧米人の中で名高かった彫師之(初代)が日光まで出向きイレズミを彫ったと伝えられている。彫師之は各国の大使館や公使館に雇われた日本人の馬丁を彫っていたところ、評判を聞きつけた雇われ日本人コックなどを彫るようになり、さらに大使館に出入りする人々に珍重されるイレズミの写真を提供するようになった。そうした行為がまた評判を呼び、ついには帝国ホテルや横浜のホテルに滞在する欧米人に対し、イレズミを彫るようになったという。度々訪れることで親しくなったホテルのボーイが、さらなる顧客を紹介したそうである。<sup>44)</sup>

明治24(1891)4月に、後のロシア皇帝ニコライ2世となる皇太子ニコライが従兄弟であるギリシアのジョージ親王を伴い、長崎へ入港する。当時22歳のニコライは、世界周航旅行の最後に日本を訪れた後、ウラジオストックから帰国する予定であった。日本政府側はロシアが日本を植民地とする布石のための来日ではと疑心暗鬼となり皇太子らの行動を密偵に逐一報告させた。ニコライはロシア艦の御用商人に彫師の紹介を依頼し、長崎に在住する彫師を二人軍艦に招き入れ、両腕に龍の文様を彫り入れさせたとの密偵による記録が残されている。その際にジョージ親王と士官二人もイレズミを彫ったという。皇太子一行が長崎を離れたのちに、いわゆる「大津事件」がおり、さらに後のロシア革命によりニコライは絶命するのである。<sup>45)</sup>

欧米人のあいだにイレズミの評価が高まるなか、「文身禁止令」下にある日本に見切りをつけ、腕を買われて海外へ移住する職人もあらわれた。明治31(1898)年、明治34(1901)年にそれぞれアメリカに彫師が住み着き、現地の人々に好評であることを伝える新聞記事が残っている。<sup>46)</sup> また同じく明治30年代に、香港に住み着いた彫師もいたそうである。<sup>47)</sup>

日本のイレズミは、庶民の風体が「欧米人の目」の目に晒されることへの施政者の懸念を発端に成立した「文身禁止令」により執拗な取締を受け日陰の技術となった。しかし彫師たちは本来秘匿すべき対象である「欧米人」を顧客にし、あるいは自らが海外に渡航することで命脈をつないだのであった。<sup>48)</sup>

## V 結論

昭和22(1947)年5月3日新憲法である日本国憲法が施行された。警察犯処罰令は、日本国憲法が公布された後、違警罪即決令は新事態に適當でないとして改正され、軽犯罪法が昭和23年(1948)5月2日に施行されたことにより同年5月1日効力を喪失した。<sup>49)</sup> 警察犯処罰令中の庶民生活への瑣末な干渉ともいえる条目は整理され、同じく昭和23年に成立した軽犯罪法に引き継がれた。現行の軽犯罪法にはイレズミを禁ずる条目は入っていない。従って明治5(1872)年より続いたイレズ

ミの法律上の禁止は、昭和23年に終焉を迎えたことになる。<sup>50)</sup>しかし、イレズミに対する社会通念上のタブーは、近年の青少年層の施術者数の増大により薄らいでいるとはいえ、現在まで根強く続いている。

明治5(1872)年から昭和23(1948)年まで75年間続いた「文身禁止令」の廃止に関し、彫師が伝える秘話がある。日本で修行し現在サンフランシスコを拠点に活躍する彫師Hardyによれば、軽犯罪法にイレズミに関する条目が入らなかった背景には、ある彫師の腕前に魅せられその仕事場を見学したGHQ高官の強い意向があったという。<sup>51)</sup>その決定を下したGHQ高官自らがイレズミを入れており、日本のイレズミに理解があったとも伝えられている。<sup>52)</sup>GHQの占領当時、彫師とGHQ兵士との関係は深かった。敗戦後日本を占領したGHQの兵士たちは日本土産としてイレズミの施術を望み、横須賀などに在住する彫師宅には早朝から施術を待つ海兵の列があったという。<sup>53)</sup>

彫師の間で現在も深く信じられているという「文身禁止令」廃止へのGHQ関与という挿話は、私には日本の職人集団によくみられる「特許状」や「貴種流離譚」の現代版にもみえる。日本の場合、伝統的に多くの職人が天皇にその職能と特権の起源を結びつけてきた。職人集団の多くは天皇や寺院などの権威に基づく『由来書』や『過所』を携帯し、自由な行動と特権への保証を計った。しかし職人の携帯する文書のほとんどは偽書であるといわれている。<sup>54)</sup>

彫師たちは、GHQに自らの職能の権威を結びつけたのではないか。そしてGHQを通じて、象徴的にアメリカさらには海外へ、その職能権威を結びつけたのではないだろうか。この秘話は「貴人との遭遇と職能の評価」という日本の職人集団の職能権威由来譚の構図に当てはまりすぎているようにみえる。実際日本のイレズミは海外での評価が高く、国内では「文身禁止令」にみるように不当ともいえるほど評価は低い。江戸末期に隆盛を迎えた彫師に『由来書』に類する文書や権威付けへの志向が果たして存在するか、今後調査を重ねる予定であるが、国外と国内の評価の差へのいらだちが、彫師たちに「GHQの関与」という挿話を強調させる方向に向かわせたのではないか。少なくとも、イレズミを隠蔽し日陰の技術としての処遇を与え続けた「天皇」に象徴される日本よりも、GHQに権威は結びつきやすかったとみるのは穿ちすぎる見方だろうか。<sup>55)</sup>

ともあれこの挿話が事実であるなら、明治5(1872)年から昭和23(1948)年にかけて日本で施行された「文身禁止令」は、成立のきっかけから終焉まですべて日本の対外事情に絡んでいたことになる。日本における彫師と依頼者たち、そして沖縄の人々が翻弄され続けた「文身禁止令」は、GHQ側の進言によりあっさり覆された。「欧米人の目」から隠蔽するために泥縄式に「文身禁止令」を布き、「欧米人」の評価により廃止する。<sup>56)</sup>「文身禁止令」施行期間の75年間は一切なんだったのか、と嘆息したくもなる。

私たちが衣服を身にまとうことに、さしたる根拠はない。防寒や羞恥、社会的身分の表示のためなど衣服の起源は諸説あるが、究極には衣服を着るのは「それは文化だから」としかいえない。この論法でいえば、大方の生活様式も、必然性や根拠はない。シニカルな見方をすれば、ある文化に特有な慣行を促したり禁じたりする法律もまた、慣行と同程度に根拠がないのであろう。

しかし当初の成立事情がどうであれ「文身禁止令」は、沖縄のほか、日本が明治以降同化しようとした民族や植民地に順次適用されていった。そして沖縄において「文身禁止令」は、新たに人々の葛藤を引き起こしていったのは先にみた通りである。稿を改めて詳しく論ずる予定であるが、日本政府による身体管理は、本州だけでなくアイヌや沖縄の人々、さらに台湾や当時の朝鮮、委任統治した南洋群島など明治以降植民地とした地域に広がっていった。今後は、日本を中心として沖縄、アイヌ、朝鮮、台湾、南洋諸島において施行された文身禁止令がそれぞれの民族に与えた影響をまとめ比較考察したい。日本近代史の近代化から植民地支配へ向かう歴史の流れの中で、些細な出来事と片付けられがちな「文身禁止令」を切り口とし、過去の対異民族政策がどの程度日本国内の近代化政策と類似し、また異なっていたのか考察していきたい。さらに日本政府の各民族、各地域における植民地政策が「文身禁止令」の側面からいかに異なり、似通っていたのかを明らかにしていきたいと考えている。

多忙のなか幾つかの日本のイレズミに関する資料を御教授いただいた平岡正明氏、沖縄と日本を相対化する視点を与えてくれた、沖縄の人々に感謝しこの小論を閉じたい。

#### 注

- 1) この小論は、1996年6月15日開催された明治大学政経学会第2回大会において、「南島イレズミはなぜ消失したのか－イレズミにみる身体近代史」と題して口頭発表した原稿に加筆、訂正を加えたものである。
- 2) 本来「入墨」とは、刑罰の意味合いで彫られたものを示す。江戸時代イレズミは彫物、文身、入ればくろと呼ばれ、「あの人の腕に入墨がある」といえば、即刑罰の刻印で入墨刑に処せられた前科者を指した。しかし慣習総体を示す適当な言葉がないため、私はカタカナで通常イレズミと表記している。
- 3) 散文的なものとしては、玉林晴朗「文身百姿」恵文社1936(1987)年、及び飯沢匡『異史明治天皇伝』新潮社1988年、学術的研究としては、沖縄女性史の立場からの比嘉道子「美から蛮へ－針付からの解放と近代沖縄の女たち」『女と男の時空－日本女性史再考Ⅴ関ぎ合う女と男－近代』が主である。
- 4) 小原一夫『南島入墨考』筑摩書房 1962年、三宅宗悦「南島婦人の入墨」『人類学・先史学講座1』雄山閣出版1938年、沖縄県教育委員会「宮古・八重山の成女儀礼－沖縄文化財調査報告書46集」沖縄県教育委員会 1983年、読谷村教育委員会・読谷村立歴史民俗資料館「沖縄の成女儀礼－沖縄本島針突調査報告書」読谷村立歴史民俗資料館 1982年、名護市教育委員会「針突－名護市文化財報告書5」名護市教育委員会 1983年、市川重治『南島針突紀行』那覇出版社 1983年 他多数の報告書が出ている
- 5) 1996年2月、沖縄本島北部の老人ホームにて聞き取り。T.M氏。大宜味村高里出身、国頭村浜に嫁ぐ。
- 6) 1996年7月に聞き取り。現在沖縄県那覇市首里在住。N.K氏。明治33年か34年生。(調査時満95歳) 往時の美貌を忍ばせる人であった。
- 7) M.S氏。沖縄県与那原町出身、与那原在住。1996年現在84歳。
- 8) 1996年10月末那覇の公設市場をぶらついた折に、店を開く明治34(1901)年生まれのおばあさんから聞いた話。那覇市泉町出身。
- 9) 山本芳美「南島のイレズミ論－イレズミに関する社会・民俗誌的研究」明治大学大学院提出修士論文 1993年 pp.145-6 (p.46)
- 10) 山本芳美「文様の世界観－沖縄諸島のイレズミに関する一考察」『明治大学大学院政治学論集第3号』 1996年 p.87-9
- 11) 松田修『刺青・性・死－逆行の日本美』平凡社 1972年 p.65
- 12) 国頭村役場『国頭村史』 1967年 pp.384-6

- 13) 明治ニュース事典編纂委員会他『明治ニュース事典Ⅲ』毎日コミュニケーションズ 1984年 p.125
- 14) 読谷村教育委員会・読谷村立歴史民俗資料館『沖縄の成女儀礼－沖縄本島針突調査報告書』読谷村立歴史民俗資料館 1982年 p.105
- 15) 宮城文『八重山民俗誌』沖縄タイムス社 1972年 p.353
- 16) 菊池勇夫『アイヌ民俗と日本人－東アジアのなかの蝦夷地』朝日新聞社 1994年 pp.204-5
- 17) 江戸時代に隆盛したイレズミ以前の、古代におけるイレズミ慣行の有無に関しては、縄文人と弥生人の形質的連続性、または断絶、あるいは交替まで含意した論が展開されている。現在も考古学では縄文、弥生から古墳時代にかけてのイレズミ慣行の存在をめぐる論議が続いている。各地より出土した土偶の顔には確かに文様が刻まれ、その分類も報告されている。(高山純『縄文人の入墨』講談社 1969年 pp.14-31, 他)しかし土偶に残る文様を、イレズミの存在をめぐる裏づける根拠とするには異論も多い。瘢痕文身、あるいは塗彩の可能性もあり、現在のところ明確ではない。三世紀の日本を描いたとされる魏志倭人伝には、漁民が一種のまじないとして施術したイレズミの記事がある。古事記や日本書紀には、イレズミを刑罰に用いた記事がみられ、また朝廷支配下に入った集団のイレズミ起源説話とも理解できる記事もある。(山本前掲論文 1993年 p.9)ともかく古代には、イレズミ慣行の存在を窺わせる記事や傍証が存在する。しかしその後安土桃山時代に至るまでイレズミに触れた文献が絶え、突如として江戸時代にイレズミが「復活」するのは、イレズミに関する謎の一つである。
- 18) 玉林晴朗『文身百姿』恵文社 1936(1987)年 pp.13-65, 104-20, 121-49, 293-4
- 19) 福田和彦『刺青浮世絵師の系譜』『原色浮世絵刺青版画』芳賀書店 1977年 pp.176-84
- 20) 福田和彦『刺青浮世絵師の系譜』『原色浮世絵刺青版画』芳賀書店 1977年 pp.176-7
- 21) 福田和彦『刺青浮世絵師の系譜』『原色浮世絵刺青版画』芳賀書店 1977年 p.184
- 22) 新聞集成明治編年史編纂会『新聞集成明治編年史第1巻 文久2年～明治5年』財政経済学会 1934年 p.269
- 23) もちろん当時中国や朝鮮の人々も外国人居留地に滞在していたが、条約改正を目指す明治政府が主に「外国人」として想定するのは欧米人であった。
- 24) 重松一義『日本刑罰史年表』雄山閣出版 1972年 pp.113-118
- 25) 新聞集成明治編年史編纂会『新聞集成明治編年史第1巻 文久2年～明治5年』財政経済学会 1934年 p.513-4
- 26) 石井良助『体系日本史叢書4 法制史』山川出版社 1964年 p.314
- 27) 明治ニュース事典編纂委員会他『明治ニュース事典Ⅰ』毎日コミュニケーションズ 1983年 p.35
- 28) 玉林晴朗『文身百姿』恵文社 1936(1987)年 p.301
- 29) 玉林晴朗『文身百姿』恵文社 1936(1987)年 p.301
- 30) 奥武則『文明開化と民衆－近代日本精神史断章』新評論 1993年 pp.6-43
- 31) 飯沢匡『異史 明治天皇伝』新潮社 1988年 p.214
- 32) 山田一廣『刺青一代－大和田光明とその世界』かなしん出版 1989年 p.236-7
- 33) 新聞集成明治編年史編纂会『新聞集成明治編年史第1巻 文久2年～明治5年』財政経済学会 1934年 p.450, 502
- 34) 奥武則『文明開化と民衆－近代日本精神史断章』新評論 1993年 pp.11-2
- 35) 明治元(1868)年9月23日付「もしほぐさ」第25編(石田文四郎編『新聞雑誌に現れた明治時代文化記録集成前編』時代文化研究会 1934年 p.39)
- 36) 芳賀登「立ち小便罰金」日本風俗史学会編『資料が語る 明治の東京100話』つくばね舎 1996年 pp.52-4
- 37) 新聞集成明治編年史編纂会『新聞集成明治編年史第1巻 文久2年～明治5年』財政経済学会 1934年 p.450
- 38) コータッツィ, ヒュー『維新の港の英人たち』中央公論社 1988年 pp.412-26 (Hugh Cortazzi Victorians in Japan: In and around the Treaty Ports. The Athelone London 1987)
- 39) バード, イザベラ『日本奥地紀行』平凡社 1973年 p.6 (Isabella L. Bird *Unbeaten Tracks in Japan*. London 1885)
- 40) バード, イザベラ『日本奥地紀行』平凡社 1973年 (Isabella L. Bird *Unbeaten Tracks in Japan*. London 1885)
- 41) 飯沢匡『飯沢匡刺青小説集』立風書房 1972年 p.208
- 42) 中野義仁「ハマの刺青師」『ハマ野毛』No.6 1994年 pp.160-5

- 43) 飯沢匡『異史 明治天皇伝』新潮社 1988年 pp.232-4
- 44) 玉林晴朗『文身百姿』恵文社 1936(1987)年 pp.242-4
- 45) 飯沢匡『異史 明治天皇伝』新潮社 1988年 p.222, 吉村昭『ニコライ遭難』岩波書店 1993年 pp.46-52
- 46) 新聞集成明治編年史編纂會『新聞集成明治編年史第10巻 明治30年～明治32年』財政經濟學會 1936年 p.179, 『新聞集成明治編年史第11巻 明治33年～明治35年』財政經濟學會 1936年 p.231
- 47) 矢野暢『「南進」の系譜』中央公論社 1975年 p.39
- 48) Donald Richie (text) & Ian Buruma (photos) *The Japanese Tattoo: Weatherhill New York, Tokyo* pp.29-33
- 49) 新警察社編『軽犯罪法詳解・警察法処罰令対照』新警察社 1948年 p.1-4
- 50) 現行の軽犯罪法において、イレズミの施術師と依頼者が処罰されることはなくなったが、都道府県の青少年保護育成条例等で施術年齢の下限が定められている場合がある。1996年夏、未成年の少女にイレズミをした20代の彫師が神奈川県青少年保護条例により検挙された事件があり、夕刊紙やテレビで取り上げられた。偶然目にとめたワイドショーでは、少女の年齢以外非難すべき要素はなく対処に困った司会者たちは「(イレズミは)彫ったら取れないものなのに」「親から貰った身体を傷つけるなんて」と道徳的見地からのコメントをしていた。苦笑すると同時に、世間が抱くイレズミへの漠然とした「後ろ暗い」感情をみて、「文身禁止令」の残した影響を思い暗澹とした。
- 51) Hardy, Don Ed *Japanese Tattooing: Legacy and Essence. Pierced Hearts and True Love: A century of Drawings for Tattoos*. The Drawing Center New York 1995 p.62
- 52) 飯沢匡『異史 明治天皇伝』新潮社 1988 p.218
- 53) 飯沢匡『異史 明治天皇伝』新潮社 1988 p.218
- 54) 阿部謹也, 網野善彦, 石井進, 樺山紘一『中世の風景 上』中央公論社 1981 pp.86-119
- 55) 海外の研究者には、彫師が一人として「人間国宝」に遇されていない点を指摘する向きもある。この点からみれば、未だ日本政府によって職人, 芸術家としての評価は、なされていないことになる。McCallum, Donald *Historical and Cultural Dimensions of the Tattoo in Japan. Marks of Civilization*. Rubin Arnold (ed.) Museum of Cultural History University of California. Los Angeles 1988 p.124
- 56) 明確な指針に基づいて日本人の身体を規格化し統制しようとする動きは、富国強兵策に基づいた学校制度の整備や徴兵令以降であるようだ。明治政府成立当初の庶民の身体への政府の矢継ぎ早な干渉は、「欧米人の目」を意識して汲々とした結果にすぎないと私は考える。